

## 単 価 契 約 書



京都府を甲とし、決定後記載 を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり請負契約を締結する。

(契約要項)

**第1条** この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称、内容等  
衣類等洗濯業務  
(詳細は別添仕様書のとおり)
- (2) 予定数量  
洗濯ネット 4,402枚分
- (3) 契約単価 1ネットあたり 決定後記載 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 決定後記載 円)
- (4) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 履行場所 京都府警察本部長が指定する場所
- (6) 契約保証金 契約金額の100分の10以上。ただし、京都府会計規則第159条第2項各号いずれかの規定に該当する場合は免除する。
- (7) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率 年●パーセント

(業務の処理の方法)

**第2条** 乙は、別添の仕様書により業務を処理しなければならない。

2 乙は前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(業務の処理の方法)

**第3条** 甲は、この契約締結後の事情により、業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、予定数量、契約単価又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(納入及び検査)

**第4条** 乙は、第1条第4号の履行期間中、甲の指示に従って洗濯対象物を回収し、洗濯業務を行った上、その都度甲が指定する期限までに納入するものとする。この場合、乙は、直ちに書面によりその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日(以下「検査期間」という。)以内に検査を行うものとする。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(契約保証金) (※契約保証金免除の場合は、第4条の2を削除)

**第4条の2** 甲は、第1条第6号の契約保証金を第7条第1項の遅延賠償金及び10条第1項の違約金に充当することができる。

2 甲は、業務完了後、乙の請求に基づき速やかに契約保証金を返還しなければならない。  
(支払)

**第5条** 乙は、納入が完了した洗濯対象物についての業務料を、1ヶ月ごとに書面をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に請求金額を乙に支払わなければならない。

3 甲は、前項の期間内に請求金額を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第1条第7号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(検査の遅延)

**第6条** 甲が第4条第2項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ前条第3項及び第4項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

(履行遅滞)

**第7条** 乙は、第4条第1項の指定期限までに業務を完了できないときは、指定期限の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、第4条第1項の指示に係る業務料に対し、第1条第7号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の遅延賠償金の端数処理の計算方法については、第5条第4項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例(平成23年京都府条例第29号)」と読み替えるものとし、前項の日数には、検査に要した日数を算入しない。

(契約の解除)

**第8条** 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員

をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第3条の規定による業務の内容の全部又は一部の変更のため、契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 甲が、正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

(談合等による解除)

**第9条** 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令、第62条第1項に規定する納付命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(違約金)

**第10条** 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、予定数量から既に業務を完了した数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき(第2項の規定により第2号に該当するときとみなされるときを除く。)は、この限りでない。

(1) 第8条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務につ

いて履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第8条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、予定数量から既に履行された数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

（損害賠償）

**第11条** 乙は、その責めに帰すべき事由により、業務の処理に関し甲または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（損害賠償の予定）

**第11条の2** 乙は、第9条各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、予定数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（期限の利益の喪失）

**第12条** 第10条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

（相殺予約）

**第13条** この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

（権利の譲渡等）

**第14条** 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

**第15条** 乙は、請負業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、当該第三者に対してこの契約に定める乙の義務と同等の義務を課すとともに、当該委託に基づく当該第三者の行為の一切について、甲に対し責任を負うものとする。

(秘密の保持)

**第16条** 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(関係法令の遵守)

**第17条** 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

**第18条** この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

決定後記載

令和 年 月 日

甲 住所 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町  
85番地3  
氏名 京都府警察本部長 吉越清人 印

乙 住所 決定業者 印  
氏名